

京都市左京区岩倉村松町・長谷町地区建築協定

協定区域

京都市左京区岩倉村松町の一部及び
同区岩倉長谷町の一部

運営委員会連絡先

電話 075- - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める区域内における建築物の敷地、用途及び形態に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物の制限

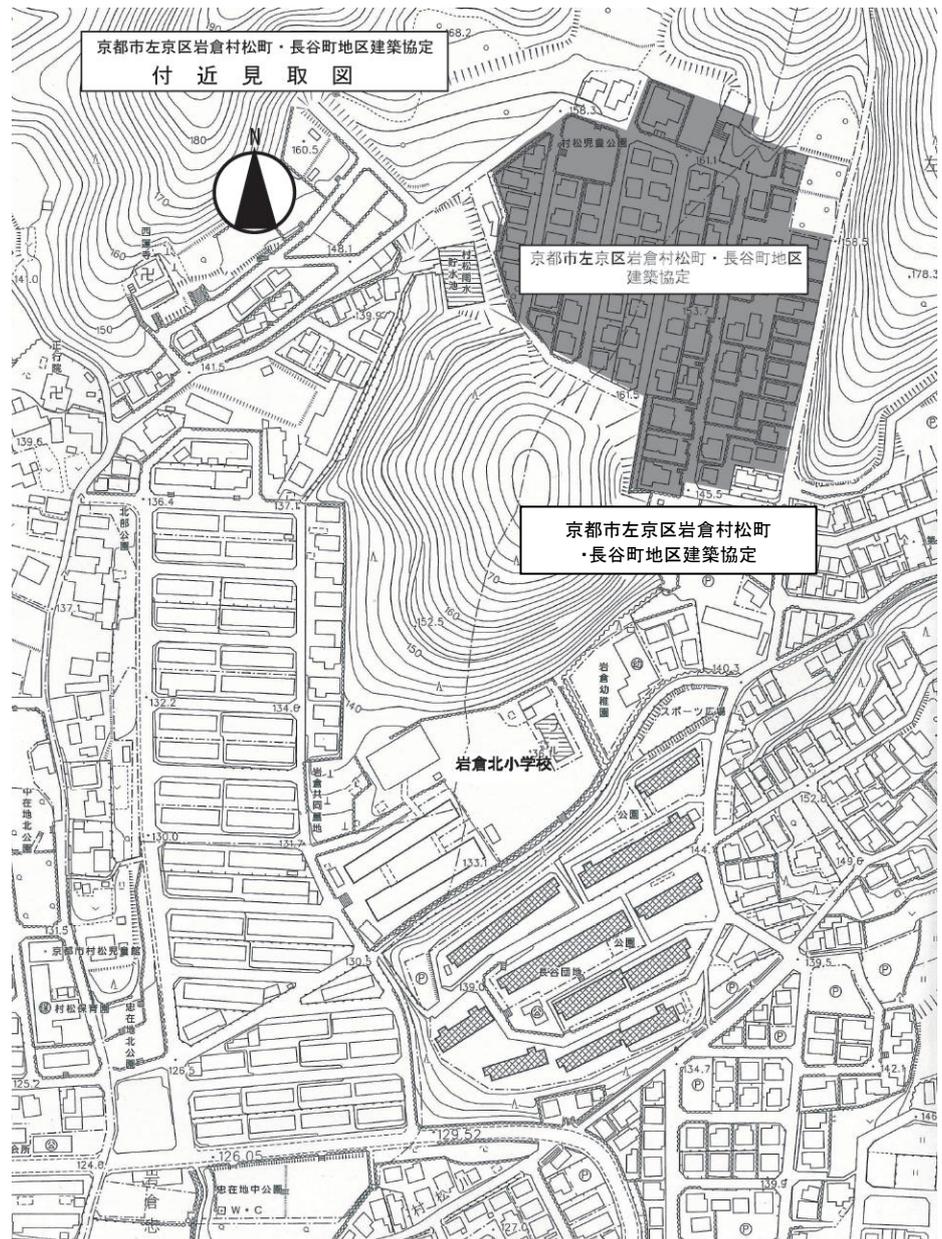
第7条 協定区域内の建築物の敷地、用途及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の敷地面積は、200㎡以上とする。
- (2) 建築物の敷地の地盤面（この協定の認可の公告があった日における地盤面をいう。）を変更してはならない。ただし、造園及び車庫などの築造等の為の変更で、第12条に定める運営委員会（以下「運営委員会」という。）が、環境上支障がないと認めた場合はこの限りではない。

- (3) 建築物の用途は、1戸建て専用住宅若しくは1戸建て住宅で次に掲げる用途を兼ねるものとする。

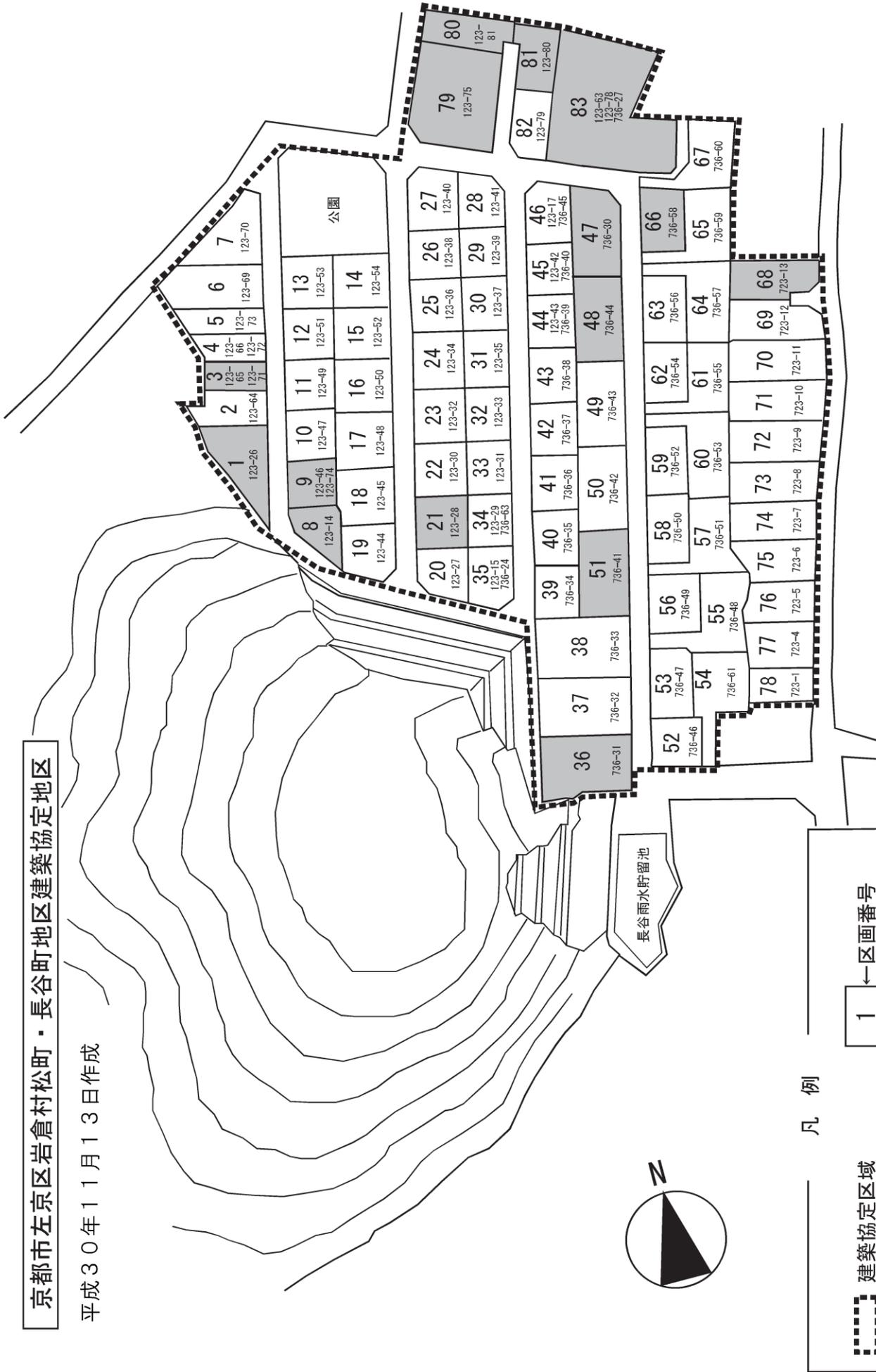
ア 日用品の販売を目的とする小売店舗
イ 診療所
ウ 理髪店又は美容院
エ アからウに掲げるもののほか、運営委員会が環境上支障ないと認めたもの

- (4) 建築物の地上階数は、2以下とする。

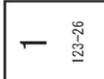


京都市左京区岩倉村松町・長谷町地区建築協定地区

平成30年11月13日作成



凡例

-  建築協定区域
-  建築協定区域隣接地
-  1 ← 区画番号
123-26 ← 登記上の地番